

広島県青少年健全育成審議会

(広島県青少年健全育成条例抜粋)

(設置及び所掌事務)

第43条 知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、広島県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 第13条の規定による推奨
- 二 第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項又は第31条第1項の規定による指定
- 三 第36条の規定による指定の取消し
- 四 青少年の健全な育成に関する総合的な施策の策定につき必要な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関し必要な事項

2 知事は、前項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

3 知事は、前項ただし書の規定により第1項第1号から第3号までに掲げる行為をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

第13条	→	映画、演劇、書籍その他これらに類するものの推奨
第28条第1項	→	有害図書類の指定
第29条第1項	→	有害興行の指定等
第30条第1項	→	有害がん具刃物類の指定等
第31条第1項	→	有害広告物の指定等
第36条	→	有害図書類の指定の取り消し

(組織及び運営)

第44条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 関係業界を代表する者
- 三 関係行政機関の職員

3 前項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

6 審議会は、必要に応じ、その所掌事務について、部会を置くことができる。

7 審議会は、その議決により、部会の決議をもつて審議会の決定とすることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

広島県青少年健全育成審議会規則

制定 平成 4 年 2 月 2 0 日規則第 7 号

最終改正 平成 2 6 年 3 月 3 1 日規則第 1 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島県青少年健全育成条例（昭和 5 4 年広島県条例第 2 号）第 4 4 条第 8 項の規定に基づき、広島県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長各 1 名を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 部会に属する委員は、会長が指名する。

2 部会には部会長を置き、その部会に属する委員の互選により選任する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条の規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境県民局県民活動課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。